

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年3月15日

京都市長 門川 大作

京都市規則第55号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 1 東松ノ木市営住宅の項の次に次の1項を加える。

|               |       |
|---------------|-------|
| 南 烏 丸 市 営 住 宅 | 5,000 |
|---------------|-------|

別表第3 1 蜂ヶ丘市営住宅の項の次に次の1項を加える。

|             |       |
|-------------|-------|
| 葛 野 市 営 住 宅 | 4,800 |
|-------------|-------|

別表第3 1 備考2中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅管理課)